



埼玉県報

第 3025 号
平成 30 年(2018 年)
8 月 3 日
金曜日

目次

告示

- 納税証紙売りさばき人指定に関する告示 (税務課)
- 高等学校用超短焦点プロジェクターに関する落札者等の公示 (入札課)
- 彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示 (入札課)
- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示 (入札審査課)
- (仮称) 東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業事後調査書の縦覧 (環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 平成 30 年度公害防止主任者資格認定講習実施 (水環境課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧 (農業ビジネス支援課)
- 神川町土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路環境課)
- 戸田都市計画都市再開発の方針の変更の案の縦覧 (市街地整備課)
- 富士見都市計画事業三芳町藤久保第一土地区画整理組合の解散認可 (市街地整備課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更 (建築安全課)
- 建築士事務所の監督処分 (建築安全課)
- 建築士事務所の監督処分 (建築安全課)
- 埼玉県立学校 35 校タブレット端末及び校内通信環境機器等賃貸借に関する入札公告 (高校教育指導課)
- 埼玉県立文書館電動式集密書架リニューアル業務委託に関する契約の相手方等の公示 (文書館)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)

告示

埼玉県告示第八百五十四号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一番六号
氏名又は名称	株式会社アイヴィジツト
納税証紙の売りさばき場所	さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）

二 指定年月日

平成三十年七月十八日

三 指定期間

平成三十年八月八日から平成三十一年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
高等学校用超短焦点プロジェクター 812セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局高校教育指導課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田6丁目15番12号
- 5 落札金額
156,567,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年5月29日

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
彩の国だより印刷業務 約2,220,000部×9回（8ページ×6回・12ページ×3回）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県広聴広報課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
岩岡印刷工業株式会社
埼玉県入間郡三芳町北永井宮前157番地3
- 5 落札金額
55,528,416円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年4月17日

告示

埼玉県告示第八百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成三十一年度及び平成三十二年度において県が発注する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務並びに催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 業種区分及び物品等の種類

業種区分及び物品等の種類は、次に掲げるとおりとする。

業種区分	物品等の種類
イ 物品の販売	○A機器・用品 文具・事務機器・用品 書籍 家具 室内装備品（屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台 装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車 用品 燃料類 医療機器 医療用薬品 介護機器 測 量機器 理化学機器 光学機器・時計 空調冷暖房機 器 家電製品 視聴覚機器 通信放送機器 工作機械 類 農業・建設機械類 その他機械器具 教育用教材 等 遊具類 衣類・帽子・靴 消防・防災・防犯用品 スポーツ用品 楽器 記章・カップ・美術工芸品 看板・標識・旗・環境美化用品 食料品 肥料・飼料 ・農薬 動植物・用品 金物類 工業用薬品 建設資 材・部材・材料品 百貨・ギフト その他百貨
ロ 物品の買受け	鉄・非鉄くず 紙・繊維くず 自動車 機械 事務機 器 その他の買受け
ハ 物品の賃貸	○A機器・用品 事務機器 書籍 家具 室内装備品 （屋内装飾品） 厨房機器 建具 舞台装置 寝具類 車両・船舶・バイク・自転車 自動車用品 医療機 器 介護機器 測量機器 理化学機器 光学機器・時 計 空調冷暖房機器 家電製品 視聴覚機器 通信放 送機器 工作機械類 農業・建設機械類 その他機械

び広告の企画・ 製作並びにその 他役務	業務 広告代理業務 写真撮影業務 旅行代理業務 庁内文書集配・発送業務 封入及び封かん業務 テー プ版・点字版発行業務 給食業務 洗濯業務 市場調 査業務 世論調査業務 広報紙新聞折り込み及び配布 業務 統計書類の受入れ・保管・配送業務 施設にお ける中央材料室業務 その他業務
---------------------------	--

二 競争入札に参加することができない者

イ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項（同令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 十一ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から三年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) その他契約の相手方として不相当と認められる者

三 競争入札に参加する者に必要な資格

イ 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの三等級に区分して定める。

ロ 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 売上額
- (2) 経営規模

- (一) 自己資本の額
 - (二) 機械設備の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）
 - (三) 従業員の数
 - (3) 経営状況
 - (一) 流動比率
 - (二) 経営資本回転率
 - (4) 従業員一人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）
 - (5) 営業期間
 - (6) ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る資格審査については除く。）
 - (7) 障害者雇用状況
 - (8) 環境配慮状況
- ハ 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格を有しないものとする。
- (1) 登録、免許、許可等を営業の要件とする営業種目について、当該登録、免許、許可等を受けていない者
 - (2) 申請日前二年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

四 資格審査の申請方法

- イ 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。
- ロ 申請者は、電子申請後、受付票を印刷しなければならない。
- ハ 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を郵送等により知事に提出しなければならない。
- なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。
- (1) 受付票
 - (2) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (3) 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限り。）

- (4) 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (5) 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）
- (6) 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
- (7) 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税については、埼玉県内の住所地に係るもの）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- (9) 営業経歴書（創業時から現在までの営業経歴を記載したもの）
- (10) ISO9001認証取得登録証の写し（物品の買入れ、売払い及び借入れに関する契約に係る申請者は不要とする。また、認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (11) 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者で、障害者法定雇用率を達成している場合のみ必要とする。）
- (12) 障害者雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で、障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。）
- (13) ISO14001認証取得登録証、埼玉県エコアップ認証書又はエコアクション21認証・登録証の写し（認証を受けている場合のみ必要とする。）
- (14) 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
- (15) 登録証明書等の写し（営業が登録、免許、許可等を要件としている場合のみ必要とする。）
- (16) 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- (17) その他知事が必要と認める書類

五 電子申請等に用いる言語等

イ 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又

は添付しなければならない。

ロ 電子申請の金額表示は、日本国通貨でなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

六 資格審査の受付期間

資格審査の受付は、平成三十年十月四日から同年十二月二十六日までの間に定期受付を行う。

なお、平成三十一年四月一日から平成三十三年二月五日までの間も、随時受付を行うが、資格者として登録された日（以下「資格登録日」という。）から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

七 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を、当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

九 資格の有効期間

イ 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までとする。

ロ 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格登録日から平成三十三年三月三十一日までとする。

十 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

イ 商号又は名称

ロ 代表者又は代理人

ハ 所在地（代理人の所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト ISO9001の認証取得状況

チ 障害者雇用状況

リ 環境配慮状況

又 登録、免許、許可等に関する事項

十一 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

イ ニイ(1)又はロのいずれかに該当する者となったとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めるとき。

ヘ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めるとき。

十二 資格の更新手続

資格の更新手続については、平成三十二年度中に別に告示する。

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、吉見町から吉見町の区域内において行われた（仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

吉見町地域振興課

東松山市環境保全課

坂戸市環境政策課

川島町町民生活課

二 縦覧の期間

平成三十年八月三日（金）から平成三十年九月三日（月）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

告 示

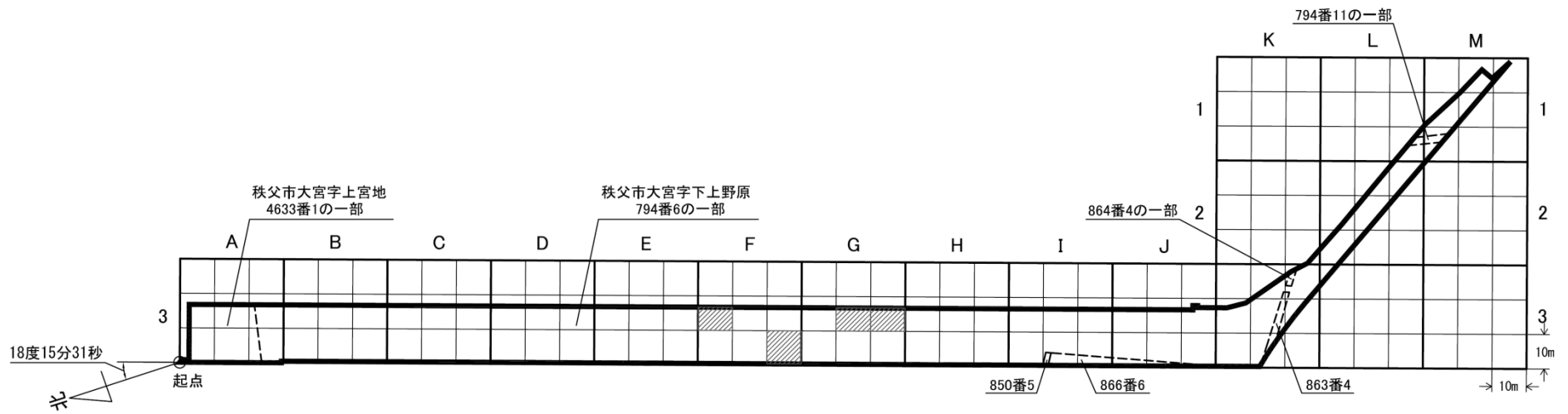
埼玉県告示第八百五十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司


- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物



【凡 例】

--- 地番境界

— 敷地境界

 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
格子の回転角度：18度15分31秒

告 示

埼玉県告示第八百六十号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、平成三十年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区 分	実 施 期 間	実 施 場 所	予 定 人 員
大気関係	平成三十年十月十日（水）から同月十二日（金）まで	埼玉県民健康センター 大会議室A・B	一五〇人
水質関係	平成三十年十月二十二日（月）から同月二十四日（水）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
騒音・振動関係	平成三十年十月三日（水）から同月五日（金）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
ダイオキシン類関係	平成三十年十月十日（水）、同月十五日（月）及び同月十六日（火）	（平成三十年十月十日（水）） 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県民健康センター 大会議室A・B	五〇人

	<p>(平成三十年十月十五日(月)及び同月十六日(火))</p> <p>埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号</p> <p>埼玉県民健康センター 1号</p> <p>ター中会議室</p>	

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成三十年九月四日（火）及び同月五日（水）の午前十時から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一会

議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番地七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東特定土地区画整理地内四街区一・二・三・五・

六・七・八

（変更後）コープみらい コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番地七外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

埼玉県さいたま市根岸一丁目五番五号

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

ハ 変更年月日

平成二十七年六月四日外

ニ 届出年月日

平成三十年七月十三日

二 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年十二月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月三日から平成三十年十二月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）合同会社勝実様賃貸店舗新築工事

埼玉県志木市幸町一丁目二千八百十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 収容能力が二十台または面積が五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合、埼玉県生活環境保全条例により、設置者又は管理者は駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップの実施を周知することが義務付けられているので遵守してください。

(2) 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

(一) 事業系ごみについては、許可業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めてください。

(二) 市が実施している4R（リフューズ：ごみになるものはお断りします リデュース：ごみを減らします リユース：再使用します リサイクル：再資源化します）推進に基づき、マイバック持参、レジ袋辞退運動に協力してください。

(3) 屋外照明の設置について

宅地等の開発及び中高層建物の建築に関する指導要綱に則り、事業者は、環境省が策定した「光害対策ガイドライン」の趣旨にのっとり、建築物に屋外照明のため器具又は設備を設置するときは、交通の安全の確保、防犯その他の屋外照明の目的を確保しつつ、光害の防止に必要な措置を講ずるよう努めてください。

(4) 交通安全対策について

(一) 隣接道路への出入りについての安全確保に努めるとともに、周辺生活道路の進入に対する、住民からの苦情・要望に対して、事業者側で対応してください。

(二) 出入り口部について、交通安全対策として交通誘導員などの配置を配慮

してください。

- (三) 店舗新設後、施設裏側市道などの安全確保について配慮してください。
- (四) 店舗新設後、入庫待機車による交通渋滞について配慮してください。
- (5) 通学路の安全確保について

(一) 小・中学校の通学路であることと、小学校の放課後の自転車事故が多数発生している状況があることから、来店者が多くなると思われる夕方の時刻には児童・生徒の下校時刻と重なるため、駐車場の出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図ってください。また、朝の登校時に搬入車両が出入りする場合にも、児童・生徒の安全確保の徹底を図ってください。

(二) 店舗新設後、児童生徒が荷捌きの搬入車両及び店舗利用者の車両による交通事故の被害に遭わないよう、安全対策に配慮ください。

- (6) 防災対策への協力について

災害の発生またはそのおそれがある場合には、地域住民の一時避難場所として駐車場内の利用について協力してください。

- (7) 店舗を活用した地域交流の推進について
超高齢社会、少子化、核家族化が進行し、認知症者も大幅に増加することが予測されている中、新しい地域づくりの一環として、できるだけ住民やボランティアの主体的な互助活動で支えていくことが求められています。

大規模小売店舗においてもこのような状況を踏まえ、地域の高齢の方等が気軽に集える場所、スペースを設けることで、住民の主体的な互助活動を促進する取組みを実施してください。

例えば、イオン葛西店では、早朝開店(午前七時〜)をして高齢者が体操や囲碁、将棋といった娯楽ができるスペースを無料提供したことで、売り上げが昨年度より三十パーセント上昇したという好事例もあります。このような取組みを促進していくことで企業経営の向上はもとより、少子高齢化に即した店舗の展開、地域活性化にもつながるものと考えます。

- (8) 高齢者の移動手段の確保について

高齢者福祉の観点から、大規模小売店舗は、単に商品が購入できる生活支援施設であるのみならず、店舗に行き、他者と触れ合い、交流することによる介護予防・自立支援の役割も大きいと考えます。

しかしながら、移動手段がない、一人による外出が困難で支援が必要である、など様々な障壁により、効果があるにも拘わらず、外出ができない高齢者がいることも事実です。よって、店舗の開店にあたっては、巡回バスの運

行等、移動手段の確保等を検討してください。

開店予定の店舗は、駅からも近く立地としても好条件にあるようですが、周辺に暮らす高齢者には、移動手段に頼らなければ、外出に困難な方もおり、また市内の店舗においては、介護事業所との連携協力による、無料送迎バスの運行を行い、高齢者等に喜ばれている事例もあるため、検討してください。

(9) 障がい者の安全確保及び、雇用の配慮について

店舗前を通る障がい者の安全に配慮して、車両の誘導等を行ってください。

店舗で働く職員については、障害者差別解消法の趣旨を踏まえて障がい者等に対して合理的配慮に努めてください。

(10) 商店街、商工団体への参画

志木市の商工業の振興を図る観点から、志木市商工会に加入し、連携・協力を図ってください。

(11) 雇用対策について

社員の採用にあたっては、常勤・パートにかかわらず、「ジョブスポットしき」を通じて、地元からの採用に留意してください。

(12) 地場農産物の販売について

本市にあつては、有機栽培等に取り組む農家もあり、他店舗においても地元の農作物として販売していることから、地産地消の取組みを積極的に展開してください。

二 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年九月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）和光都市開発株式会社 代表取締役 中田徹

東京都千代田区丸の内二丁目一番地一号

（変更後）和光都市開発株式会社 代表取締役 武内直彦

東京都千代田区丸の内二丁目一番地一号

ハ 変更年月日

平成三十年六月二十八日

ニ 届出年月日

平成三十年七月十九日

二 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年十二月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年八月三日から平成三十年十二月三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第八百六十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
Sweet Dairy株式会社	埼玉県秩父市下吉田四千百六番地	埼玉県秩父市下吉田字釜ノ上四千百四番一ほか一筆	一、一六六
関根 かず江	埼玉県秩父市太田百七十三番地一	埼玉県秩父市太田字奈良川二百六十七番一ほか五筆	五、二九七
岡田 和夫	埼玉県加須市中種足千二百二十九番地	埼玉県加須市中種足字二番百七十三番ほか一筆	一、〇五八
橋本 早苗	埼玉県加須市戸室千二百四十九番地	埼玉県加須市戸室字十二番千二番一	七九五
細野 晴樹	埼玉県加須市上種足千二百四十三番地九	埼玉県加須市上種足五千八百二十九番	一、三六六
若山 幸夫	埼玉県加須市戸室千百七十四番地四	埼玉県加須市戸室字十二番千百二番一	一、〇三四

岩崎 富夫	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百三十二番地	埼玉県比企郡滑川町大字福田字榎四千四百五十四番	二、一九三
神山 昌美	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千三百二十四番地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字谷ノ前五千五百六番	八一二
鈴木 和市	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百七番地	埼玉県比企郡滑川町大字山田字清水三千五番	一、二九五
高柳 幸夫	埼玉県比企郡滑川町大字福田千五百七番地三	埼玉県比企郡滑川町大字中尾字下田五百四十番一ほか八筆	四、五五一
小岩井 仁	埼玉県比企郡吉見町大字上砂三百五十番地	埼玉県比企郡吉見町大字上砂字加沼六百十七番ほか一筆	四、一九〇
鈴木 忠司	埼玉県比企郡吉見町大字和名九百八十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地六十二番一ほか一筆	三、三六三

二 申請年月日

平成三十年七月二十四日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年八月十七日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年八月一日認可した。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

神川町土地改良区

二 事務所所在地

神川町

告示

埼玉県告示第八百六十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	坂戸停車場線	埼玉県坂戸市日の出町二六四番一 地先から 埼玉県坂戸市日の出町一九九番二 地先まで

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

戸田都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

戸田都市計画区域の区域

三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成三十年八月三日から平成三十年八月十七日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により三芳町藤久保第一土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第八百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社建 築構 造セ ンタ ー	指 定 構 造 計 算 適 合 性 判 定 機 関 の 名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	平成三十年 七月三十日
				福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	福島事務所 福島県郡山市 中町十一番五 号	
				埼玉事務所 埼玉県さいた ま市浦和区高 砂二丁目二番 三号	群馬事務所 群馬県高崎市 八島町二百六 十二番地	
				埼玉事務所	埼玉事務所	

告示

埼玉県告示第八百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

平成三十年七月三十一日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
古川一級建築士事務所	埼玉県鴻巣市中井二百八十七	古川正	一級建築士事務所	埼玉県知事登録（八）第一〇三七号

三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖四月（平成三十年九月一日から四月）

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため

告示

埼玉県告示第八百七十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

平成三十年七月三十一日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
和田建築設計事務所	埼玉県川越市 大字山田二百 六十七―二	和田 文夫	一級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（五）第 六五六七号

三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖五月（平成三十年九月一日から五月）

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校35校タブレット端末及び校内通信環境機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 平尾 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年 9 月13日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年 9 月12日（水）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年 9 月13日（木）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成30年 9 月13日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年8月28日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年8月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer and network for 35 schools.
- (2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. September 13, 2018, By mail; 5:00 p.m. September 12, 2018, In person; 10:30 a.m. September 13, 2018.
- (3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県告示第八百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立文書館電動式集密書架リニューアル業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立文書館総務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目3番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年6月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本ファイリング株式会社 東京都千代田区神田駿河台3丁目2番地
- 5 契約金額
82,944,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十二月十五日

指令川建セ第二九〇〇三二〇号

二 検査済証番号

平成三十年七月三十一日

川建セ第三〇〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字大谷字房ノ前七百五十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市西区大字西遊馬三百四十六番地六 サンパテイクB館二〇

二

原 宗史

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年七月十三日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十三街区十一画地地先から六十三街区十六画地地先まで、六十四街区十八画地地先から六十五街区十六画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十四街区十八画地地先から六十四街区十四画地地先まで、六十五街区一画地地先から六十五街区三画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・六一</p> <p>五十二・一六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年七月三十日

熊建セ第〇八二九〇〇〇八二号

二 検査済証番号

平成三十年七月三十一日

熊建セ第一五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県本庄市栄一丁目千八番一、千九番四、千十番十二、千十番十三、児玉郡

上里町大字七本木字下原東二千三百五十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市東大輪三百二十七番地八

三澤 真弘

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年七月二十四日

指令越建セ第二九〇〇二三一号

二 検査済証番号

平成三十年七月二十七日

越建セ第一九三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三十二番地

馬場 宏二郎